

通園のしおり

平成30年度版

学校法人 亀之森住吉学園

天 神 保 育 園

1. 保育内容に関すること

天神保育園は池田市立天神保育所を引き継ぐ形で、平成13年度4月より学校法人亀之森住吉学園が運営する保育園です。学校法人亀之森住吉学園は平成28年度で70周年を迎えた亀之森幼稚園の設置者でもあり、長きにわたり池田市の幼児教育に携わってきました。現在では同じ池田市内にもう一つの保育園、住吉保育園を運営しています。

乳児（0～2歳児）については、乳児期の発達順序性を重要視し、身体的、情緒的発達を丁寧に確認しながら、ひとりひとりを大切にされた保育をしています。そのためにまずは特定の大人との信頼関係を築き、ひとりひとりの個性や発達の段階を詳細に把握した上で、保育を進めていけるように、育児担当保育を取り入れています。

幼児（3～5歳児）については異年齢混合クラス（2クラス編成）で、年上の子どもへのあこがれや模倣、年下の子どもへの思いやりなどを毎日の生活の中で自然に体験し、人と人とのつながりが強く広がっていく中で成長していきます。必要に応じて同学年での活動を取り入れ、何かに偏ることなく、さまざまな体験を通して、感性豊かに、まず個性が発揮できるようになり、かつ集団での生活や遊びを通して、社会に適応し、コミュニケーション能力のある子どもに成長していけるように援助していきます。

保育理念

- ✧ 保育にかける子どもの保育を行うにあたり、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する。
- ✧ 一人ひとりの子どもの発達過程や個性を把握し、保育園において最適な環境を常に考え、養護及び教育を一体的に行う。
- ✧ 職員は、保育に関する専門性を高めるとともに、あらゆる知識の幅も広げ、常に子どもの規範として、その資質向上に努める。

保育方針

穏やかで家庭的な雰囲気の中で、一人ひとりの子どもを大切に、子どもたちが自己を発揮し、自分をかけがえのない存在であると実感できるよう保育内容を実践し、子どもたちの生活の場として環境を整え、自立して生きていくための基礎となる力を培う。

保育目標

- ✧ 自分のことを好きでいる心、人のことを好きでいる心を育む
- ✧ 自分を表現し、相手を受け入れ、コミュニケーションを通じて社会性を育む
- ✧ 生活や遊びに主体的に取り組み、意欲をもって行動する
- ✧ 日常的に自然と関わり、五感を使って遊び、豊かな感性を育む
- ✧ 伝統的な食文化に触れ、食の楽しさ・大切さを実感し、健康な身体基礎をつくる

2. 保育園の主な行事

行事は、毎日の保育園生活の延長上にはありますが、大事な節目でもあります。

そして日本の伝統的な行事にも親しむ機会となっています。この中には、保護者の方にも参加していただくものがありますが、お子さんの日頃の生活に接しその成長を確認していただき、保育を理解していただく機会として大切にしています。

※ 詳しくは別途配付の「年間行事予定」ならびに毎月の「園便り」をご覧ください。

3. 保育時間について

- (1) 保育園での保育時間の基本は通勤時間+就労時間です。市役所に提出していただいている皆様の勤務証明を参考に職員の保育体制も組んでいますので超過することのないようにご協力願います。(午後6時30分より午後7時までは有料です)

※「保育短時間認定」については次ページを参照ください。

なお、新しく入園されたお子さんは入園後すぐに全日保育をすることにより、心身ともに無理が生じる場合がありますので、保育時間の短縮にご協力いただくこともあります。

- (2) お子さんの生活リズムを整えるために、登降園の時間は守ってください。
- (3) 登園は9時15分までにお願いします。
- (4) お迎えの時間が予定よりも15分以上前後する時は、保育園までご連絡ください。
- (5) 求職中および産休・育休中の保育については、平日の月～金曜日の午前9時から午後5時までの間で相談の上、決めさせていただきます。
- (6) 仕事がお休みの日の保育について

保護者の方の就労や休暇の形態は様々ですが、土曜・日曜の週末2日制がとられているところや、土曜・日曜は仕事があるが、平日はお休みのご家庭もあります。いずれにしても保育園では、両親どちらかの仕事がお休みのときはご家庭でゆっくり向かい合って過ごしていただくことが大切だと考えております。両親どちらかがお休みの日は、家庭保育にご協力いただくようお願いいたします。

ただ、勤務ではないがどうしても都合により保育が必要である場合は、事前にご相談いただき、平日の9時～17時の範囲内で必要最小限度の保育時間をお願いします。

特に土曜日の保育につきましては、市役所に提出している勤務先の仕事のための保育のみが対象です。

～ お迎え前に買い物ぐらいしても良いのでは？ ～

もちろんお気持ちは分かるのですが、それを園として認めてしまうと例えば多くの人の保育時間が少しずつ長くなった場合、本来仕事のためなどで保育を必要としている方の保育体制に支障が出てきます。色々大変なことも多く、しんどい時もあるでしょうし、保護者の方をバックアップするという観点でみると何とか対応できればという気持ちがないわけではありません。ただ、どこかで線を引かなければなりませんし、線を引く所としては妥当であると思っています

※保育短時間認定について

保育の利用時間が「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分となります

平成27年4月1日からスタートした「子ども・子育て支援新制度」では保護者の就労状況等に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。この「保育標準時間」と「保育短時間」では、利用できる時間が異なります。

認定区分	保育利用時間	就労等の時間
保育標準時間	1日11時間	1ヶ月120時間以上 (おおむね1日6時間以上、週5日以上)
保育短時間	1日 8時間	1ヶ月64時間以上、120時間未満 (おおむね1日4時間以上、週4日以上)

現在、既に保育園を利用中の方については、「保育短時間」に該当する場合であっても、経過措置で「保育標準時間」の利用は可能となります。

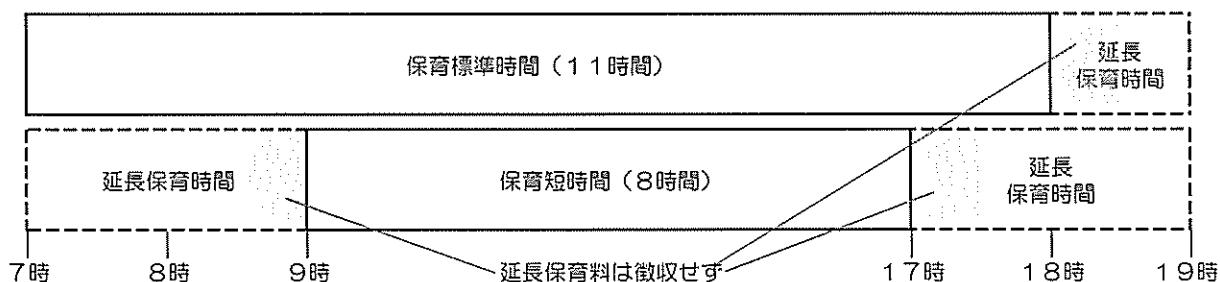
ただし、「保育短時間」につきましては保育料の設定が「保育標準時間」より約1.7%低く設定される予定となります。「保育短時間」の利用を希望される場合は、幼児保育課までご連絡ください。

「保育短時間」を利用される場合の注意点

「保育短時間」利用の場合に、利用時間帯(9時～17時)を超過して保育を受ける場合は、保育料とは別途、延長保育料(400円/30分)が発生いたしますのでご注意ください。

※前後の30分については調整時間のため延長保育料は徴収いたしません。

※保育標準時間(11時間)については現在の利用と変わりはありません。



5. 保育園の休日

日曜日、祝日、振替休日及び年末年始（12月29日～1月3日）の期間は休園します。

6. 服装・持ち物について

- (1) 洗濯が出来るもの、着脱のしやすいものを着用するようにしてください。
- (2) 持ち物にはひとつずつにわかりやすく名前を記入してください。
(個人マーク指定の持ち物は、個人マークをお願いします)
- (3) 登園の時のはきものは、運動靴を着用してください。
- (4) 玩具やお菓子、お金など不要なものはお子さんに持たせないようにしてください。
また、園に置いておくかばんの中にも入れておくこともご遠慮ください。
- (5) 持ち物は、必要品一覧表を参考にしてください。
- (6) キャラクターものは極力避けてください。
- (7) 鞄にはなるべくキーホルダーを付けないでください。
(どうしても必要な場合は1つとし、音や光を出すものは避けてください)

～ 保育園でキャラクター付の持ち物をお勧めしない理由 ～

保育園ではテレビやビデオに影響をされない時間を過ごして欲しいと考えています。そして年齢や発達の状況に応じて、今の時期に必要な遊びというものを常に考え用意をし、遊びを通じて心身の発達を助長し、集中力や持続力、ルールやコミュニケーションなど多くのことを身につけてほしいという願いを持っています。キャラクターに子どもたちの意識が行き過ぎると、他の活動に集中できなくなったり、落ち着きがなくなってしまうことを心配しています。特にテレビアニメを通じてのキャラクターが子どもたちに与える影響力は強く、例えば誰かの持ち込んだキャラクターにみんなが夢中になり自分も手に入れたと思う衝動にかられたり、ヒーローへの憧れの強さから架空の存在になりきってしまった等、じっくり保育園での生活に集中できなくなることがあります。また、キャラクター物には人気や流行に左右されやすいという特徴もあり、つい買ってしまったり、すぐ飽きてしまったりということが起きやすく、シンプルなものの方が本来の必要性を判断するには適していると思います。どこまでのキャラクターが良くて、どこからが良くないのか、判断に困れることもあると思いますが、園としてはシンプルで機能的なものをお勧めします。それは決して禁止できることではありませんが、園としての願いであり、園からのお願いであります。

7. 夕方、お迎え後の園庭遊びについて（平成24年度より）

お迎えに来られてからの園庭遊びについては平成23年度の保護者会で議題にあがり、保護者側としても園としてもどこかで区切りをつけた方がよいという話になりました。それに伴い、4月～9月は午後6時まで、10月～3月は午後5時までとさせていただきます。

またお迎え後はあくまで、保護者の方の見守りの中で一緒にあそんでください。使ったものの片づけも一緒にお願いします。

8. 家庭と保育園の連携について

- (1) 保育園からの連絡は、掲示板・印刷物または連絡帳でいたします。帰宅後にかばんの中の点検をお願いします。
- (2) 返事を要する連絡や提出物は、必ずその期日をお守りください。
- (3) 欠席の場合は、短期長期にかかわらず、連絡帳か電話で当日の午前9時までに必ず保育園までご連絡ください。
- (4) 登降園は保護者の方が責任をもって行ってください。尚、毎日の送り迎えの保護者以外の方がお迎えに来られる場合は、必ず事前にご連絡ください。連絡がなく予定以外の方のお迎えに来られた場合は、事故防止のため保護者に確認を取らせていただきます。
- (5) 登園前のお子さんの健康状態には注意していただき、変わったことがあれば連絡帳に記入し、必ず職員にも伝えてください。
- (6) よりよい保育をしていくためには、常日頃の連帯が大切です。時間があればお子さんの様子や保育に対する意見など、お聞かせ下さい。また、保護者参加の行事のときは、出来るだけ出席いただき、子どもたちの成長を見てあげてください。

9. 暴風（台風など）・地震の緊急時対応について

— 暴風（台風など）時 —

当日、午前6時台現在 大阪府下に暴風警報が出ている場合は自宅待機し、その後の登園については、保育園から連絡します。

なお、午前10時00分までに暴風警報が解除されない場合、その日の保育はありません。

（午前10時00分までに解除された場合でも、状況によっては食材や職員の確保が困難になるため、簡易の給食になる場合があります。ご了承下さい。）

また、保育中に暴風警報が発令された場合は情報に注意し、速やかにお迎えにきてくださるようお願いいたします。

— 地震（余震）発生時 —

- (1) 前日の午後7時以降、当日の午前7時以前に、震度5以上の地震が起こった場合、安全確認（施設設備、近隣状況、職員確保、ライフラインの状況など）の必要性から、午前7時からおおむね2時間30分程度自宅待機とし、その後保育開始か臨時休園かなどを判断の上、保護者連絡網で連絡します。（通信網が混乱あるいは遮断されている場合が十分考えられますので保護者からも保育園への確認を行なって下さい。）同時に門前にも張り紙をして周知します。
- (2) 午前7時以降の早朝保育時間帯に震度5以上の地震が起こった場合、すでに登園しているお子さんについては、(3)の避難対応をとり、未登園のお子さんについては(1)の2時間程度の自宅待機とします。
- (3) 通常保育時間帯、延長保育時間帯に震度5以上の地震が起こった場合、施設内の安全箇所にお子さんを避難させ状況をみます。お子さんの不安解消あるいは余震などの心配があるた

め、保護者の皆様もしくは緊急連絡先に可能な限り連絡を行ない、早めのお迎えを依頼します。場合によっては避難場所を替える時もありますが、その場合は、門前に貼り紙をし、避難場所を通知します。

(4) 大きな地震後、保育実施の判断をした場合に保育を希望されるときは、その日の緊急連絡先を必ず伝えておいて下さい。また、できるだけ早めのお迎えをお願いします。

(5) 緊急時対応の判断基準は、震度5以上の地震発生時とします。

ー その他 ー

(1) 大雨警報、洪水警報、その他警報が出ている場合は、保護者の自主判断にゆだねますが、状況によって登園を見合わせていただく場合があります。

(2) いずれの場合も状況によっては、職員確保が困難になりますので、保護者が在宅可能な時は、家庭保育にご協力をお願いします。

10. 保育園の給食について

(1) 保育園では給食を実施しています。栄養、嗜好的にも偏りがなく、子どもたちが楽しく食事ができるように努めています。毎月、月末に次の月の献立表を出していますので、ご確認のうえ、1日の食事に偏りのないようにご配慮をお願いします。尚、離乳食が終了したクラスは、月に1回程度お弁当日があり、保護者の方の手作り弁当を持ってきてもらうことになっています。子どもたちが楽しみにしている日で、幼児クラスは園外保育などを計画していますので、ご協力をお願いします。(6～9月は食品衛生対策上、お弁当日はありません。)

(2) 給食は、長時間、園生活を過ごす子どもにとって非常に重要な部分です。バランスのとれた栄養を補給する場所として保育園の役割が重要になってきていると考え、十分に栄養面でのバランスを考えながら、旬の食材、自然食品をふんだんに取り入れ、素材の味を活かしながら和食中心の献立をたてています。

(3) 畑やプランターで野菜を育て、それをクッキング保育で調理したり、給食として味わったり、味噌作りやお米作りにチャレンジしたり、楽しみながら「食」に興味を持てるように工夫し、食育にも力を入れています。

(4) 給食の具体的な内容は下記の通りです。

① 0～2歳児は、主食、副食、午後の間食。

0歳児～1歳児は、月齢、個人差に見合った離乳食も対応します。

② 3歳以上児は、主食、副食、午後の間食。

(主食についての費用は保護者負担になっております。)

午後の間食も、月～土曜日まで原則手作りおやつで対応しています。

(5) 食物アレルギーで食品制限のあるお子さんには、集団給食の中で可能な範囲で食品の除去、代替をおこなっています。該当するお子さんは、医師の診断書または意見書が必要です。

(園指定の用紙があります。)

1.1. 健康について

(1) 健康管理について

お子さんの健康管理、病気予防、早期の発見のために次のことをおこなっています。

- ① 内科健康診断 (プール前、秋)
- ② 歯科健康診断 (春、秋)
- ③ 尿検査 (4、5歳児 年1回)
- ④ 心臓検診 (4、5歳児 年1回)
- ⑤ 視力測定 (3歳児以上 年1回)
- ⑥ 身長体重計測 (毎月計測)

その他、保育園では年間保健計画にそって、健康増進に気を配っています。

～ 保育園で歯磨きをしていない理由 ～

昼食を食べ終わった子どもから順番に手洗い場に行って歯を磨く、という流れの中で、保育士が歯磨きを見守るということは困難があり、保育園ではもともと歯磨きについては、虫歯予防が目的ではなく、食後の習慣づけとして続けてきました。

ただ習慣づけを目的にしているとはいえ、逆に衛生面から考えてみると、集団生活の場で、歯ブラシという口の中に入れるものを衛生的に使用する、管理するというのは、幼児期では大人の手助けがないと難しいと感じていました。

また歯磨きに関しては様々な考え方があり、細菌学的な意味での歯磨き(歯周ポケットを中心とした磨きかた＝ブラークコントロール)は起きてすぐと寝る前が最も効率的と言われています。口腔内細菌が一日のうちで最も増えているからです。逆に食後の口の中の細菌レベルは、一日のうちでもっとも良好です。しかし、食べ残しがあると唾液によって分解を受け口腔内は酸性に傾くので虫歯になりやすくなります。したがって、食後の歯磨きの主たる目的は、食べのこしを取る事であると言われています。

以上のようなことを総合的に勘案した結果、保育園では食後はうがいだけを行なうことにさせていただいています。歯磨きについては朝夕にご家庭で丁寧にしていただけたらと思います。保護者の方のひざに頭を乗せて、仕上げ磨きをしてもらうのも子どもたちにとっては幸せなひとときですよ。

(2) 病気について

- ① 慢性の病気などのある場合は、入園時に必ずお知らせください。
- ② 保育中に38℃以上の発熱がある場合や38℃以下でも保育園でお迎えが必要と判断した場合は、「緊急連絡先」に基づいて連絡を入れさせていただきます。もし、緊急連絡先が変更になった場合や、その日の連絡先が変わる場合は、必ず事前にお知らせください。乳幼児の場合は容態が急変する心配もありますので、お迎えの連絡があった場合は、すぐにお迎えに来ていただけるようお願いいたします。(病児保育はおこなっておりませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。)
- ③ 家庭において発熱、嘔吐、下痢症状が出た場合の登園については、慎重に考えてください。上記の症状や、感染性疾患の可能性がある場合は、登園を見合わせていただきますようお願いいたします。

(3) 薬について

原則として、保育園での与薬はしていません。必ず病院で保育園に通っていることを伝え、家庭のみの与薬で済むように相談をしてください。医師の指示によりどうしても服用しなければならない場合に限り、看護師や保育士が与薬をしていますが、慎重に対応していくために、下記の事項について趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

- ① 1回分のみ対応しますので、保育園においてある「薬の依頼書」に記入していただき、薬と一緒に必ず職員に手渡ししてください。園への持参も1日1回分のみでお願いします。
- ② 「薬の依頼書」は毎日必要です。ただし、長期にわたり服用が必要なことが確実な薬については、その都度ご相談ください。
- ③ 薬にも名前を記入してください。
- ④ 医師の指示による薬のみお預かりしますので、保護者の判断のみで与薬されるものについては、保育園では取り扱うことができません。
 - ※ 外用薬、その他の薬については、その都度ご相談ください。
 - ※ 連絡帳にも、薬を持参されていることを記入しておいてください。
 - ※ 医師に相談の上、朝夕2回の与薬で問題ない場合はなるべくそのように対応願います。

(4) 病気にかかったときの療養基準について

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の疾病及び感染性疾患にかかった時は、後述の表の登園の目安を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、全治届の提出をお願いします。

- ※ 保育園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。
- ※ 療養後、最初の登園時に、全治届を職員に手渡ししてください。

【薬の依頼書：見本】

＜薬の依頼書＞

氏 名		クラス		依頼者	
服用日	月 日	体温	時 分現在 ℃		
病名または症状を書いて下さい					
薬の種類に○をつけて下さい。尚、薬の数・時間も記入して下さい。					
内服薬	水薬 ()個 粉薬 ()袋 その他()				
	時間 … 昼食後 ・ おやつ後 ・ その他()				
	家庭での飲ませ方 …				
外用薬	目薬 塗り薬 湿布剤 その他()				
	いつどのように()				
薬をもらった病・医院名 受診日		病・医院名		受診日: 月 日	
特記事項					
保育園欄	受取者: 与薬者:				

※袋、または容器に名前を書いて下さい。

【全治屈：見本】

全 治 届			
天神保育園園長			
組	園児名		
病 名			
上記の病名で、 月 日から 月 日までの 日間、 療養中でした。医療機関（ ）から 主要症状が消退し、保育園に登園、また集団生活をしても差し支えないと診断されましたので お届けします。			
年	月	日	
保護者氏名			

全治届の対象となる感染症及び登園のめやす

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後、3日を経過するまで
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		感染の恐れがないと認められるまで
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・かいよう潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
带状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと	

※ この表は厚生労働省作成「保育所における感染症対策ガイドライン」（H24.11 改訂）による。

- ※ とびひ 医師の指示により、ぬり薬、内服薬などによる治療をしてください。ジクジクしているあいたは感染するおそれがありますので、ガーゼや包帯などで患部を被って下さい。なお、医師の指導により登所を見合わせていただくこともあります。
- ※ その他の感染性の疾患についても、医師の指示に従って下さい。

1 2. (独)日本赤十字振興センター災害共済

全員加入いたします。保育園におけるケガ等の費用で健康保険の自己負担分は災害共済で負担されます。ただし、健康保険適用外治療については保護者の負担となることもあります。(掛金の一部は保護者の方に負担していただいています。)

1 3. 保育料について

保育料は児童の年齢及び保護者の所得などにより額が異なります。階層区分を判定する税が所得税から市民税に変わります。(平成27年度より)
基本的にはその児童の父母の市民税所得割額を合算して保育料の階層区分を決定します。

※市民税所得割額の算定では、住宅借入金等特別控除額、寄付金税額控除額、配当・外国税額控除額などの適用はありません。また父母の収入や扶養の状況により、同居の祖父母等の市民税所得割額も合算して決定する場合もあります。

※保育料についてのお問い合わせは、池田市子ども・健康部幼児保育課(072-754-6208)までお問い合わせください。

1 4. 保育料以外の経費について

- ① 災害共済掛け金 260円
- ② 個人用保育用品費 60円～1,000円くらい(実費)
- ③ いちおむつ代(必要な人のみ) 1,000円～5,000円/月くらい(使用した分の実費)
- ④ 給食主食費(3歳以上児) 月額1,000円

※主食費は保育所運営費に含まれていませんので個人負担となります。

- ⑤ 延長保育料(18:30～19:00までは有料)
日契約 … 400円、 月契約 … 3,000円

※ただし、「保育短時間」認定の方は別途定める規定による。

- ⑥ 園外保育料 … 年間1,000円までの範囲内で、園外保育に係る交通費や入場料を実費負担いただく場合があります。

1 5. 自家用車による送迎について

原則、徒歩か自転車による当園、降園をお願いします。路上駐車は法律違反となりますし、保育園前の道路は車の通行量も多く、また交差点が近いため、路上駐車があると迷惑になりますし、何よりも事故などの原因になります。警察や近隣からの苦情も絶えません。

どうしても自家用車での送迎になる場合は、保育園で駐車スペースを4台分用意していますので、必ずそちらをご利用ください。その場合も譲り合い、また短時間で移動できるようにお願いします。

1 6. その他

次の場合、保育園入園承諾後、または入園中であっても退園していただく原因となりますのでご注意ください。

- ①入園申込及び面接調査の際に、虚偽の申立てまたは記入がある場合。
- ②保育に欠ける証明書の内容が架空であったり、事実と違う場合。
- ③入園後、世帯状況、保育に欠ける理由などに変更があるにもかかわらず、届出されていない場合。

～ 職員間の呼び方について ～

園の職員同士が「～先生」ではなく「～さん」と呼びあっているのを耳にする保護者の方もおられるのではないのでしょうか？

これには理由があります。保育園は穏やかで家庭的な生活の場、そして保育園の大人はお父さん、お母さんに次いで身近な存在でありたいと思っています。もともと「先生」とは何かを教えてくれる人に対する敬称ですが、私たちは教え教えられる関係ではなく子どもたちの成長を見守り、支え、援助する人でありたいと思っています。その思いを常に忘れず、おごり高ぶることなく保育をしていきたいと考えています。もしかしたら耳にすると違和感を持たれる方もおられるとは思いますが、決して子どもたちや保護者の方に強制するものではなく、職員間の心がけのひとつとご理解いただければ有難いです。

～ テレビやビデオについて ～

乳幼児のテレビ・ビデオの見過ぎが発達によくない影響を与えるという話をよく耳にしたり、そういう記事を目にしたり、ある程度認識をされていると思います。様々な文献もありますが、ここでは日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会が2004年に発表された提言を紹介します。

1歳6ヶ月健診対象児の調査を参考に、長時間視聴は意味のある言葉（有意語）の出現の遅れと関係があること、特に日常やテレビ視聴時に親子の会話が少ない家庭の長時間視聴児で有意語出現が遅れる率が高いこと、このようなテレビの影響にほとんどの親が気づいてないことが示され、下記の提言がなされました。

提言①2歳以下の子どもには、テレビ・ビデオを長時間見せないようにしましょう。

提言②テレビはつけっぱなしにせず、見たら消しましょう。

提言③乳幼児にテレビ・ビデオを1人で見せないようにしましょう。

提言④授乳中や食事中はテレビをつけないようにしましょう。

提言⑤乳幼児にもテレビの適切な使い方を身につけさせましょう。見終わったら消すこと。
ビデオを続けて反復視聴しないこと。

提言⑥子ども部屋にはテレビ・ビデオを置かないようにしましょう。

ただ、突然にテレビやビデオから遠ざけることは難しい場合もあると思いますので、その場合は具体的には以下のようなことを注意されたいかがでしょうか。

①テレビにカバーをかける、ビデオソフトはしまっておく

②消す時にコンセントから電源を切る

③タイマーの利用（時間を制限する）

④玩具や絵本などを出しておき、他のものに関心を向ける

⑤テレビのないところで遊ぶ時間を長くする

⑥子どもが部屋に入ってきた時にテレビがついていないようにする（起きた時、外出から戻った時など）

そして、何よりも子どもに語りかけ、子どもからの働きかけに応えることが大切です。